



環境・暮らし
問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3306)

無許可の業者にご注意を

無許可の業者に渡さない

不用になった家電製品を処分するときは、廃棄物の処理および清掃に関する法律の許可を得ていない無許可の回収業者に

は、依頼しないでください。

回収業者が一般廃棄物収集運搬業の許可や市の委託を受けずに、ご家庭や事業所から使用済みの家電製品などを回収することとは法律違反です。

有害物質が漏れ環境汚染も

家電製品にはフロンガスや鉛などの有害物質を含むものがある

ります。これらが無許可の業者に渡った場合、不適正に処理されるのが懸念され、環境に悪影響を与える恐れがあります。

また、無許可の業者による回収品の不法投棄や高額な処理費用の請求なども発生しています。テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目をはじめ、家電製品は常総広域圏家庭ごみ分別の手引きを参照し、適正に処分してください。



環境・暮らし
問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3306)

もつたない！減らそう、食品ロス

30・10運動を 実践しよう！

「30・10運動」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）を減らすために、家庭での食品管理や外食の時の食べきりを推進する運動のことです。

しっかりと食べる時間にして、終了前の10分間で残った料理を食べ切るようにする

■家庭で実践！

賞味期限と消費期限の違い
食品の期限表示は「賞味期限」と「消費期限」の2種類があります。どちらも表示されている保存方法で保存した場合の、開封前の期限です。開封した食品は早く使い切るようにしましょう。

毎月10日・30日に冷蔵庫の中身を確認・整理して、傷みや古いものや、消費期限の近いものから使い切る

賞味期限：品質の劣化が比較的遅い食品に表示されている「おいしく食べられる期限」であり、それを超えてもすぐに食べられなくなるわけではありません。賞味期限を超えた食品は、見た目や臭いなど個別に判断しましょう。

買った物では食べきれぬ量を購入する
料理は食べきれぬ量を作る
野菜の皮や茎を使った料理や、残った料理をアレンジするなど食材を上手に使う

消費期限：品質の劣化が早い食品に表示されている「食べても安全な期限」のことです。期限を過ぎたものは食べないようにしましょう。

※レシピはクックパッドの「消費者庁のキッチン」でさまざまな料理が公開されています。
<https://cookpad.com/recipe/list/10421939>

消費期限：品質の劣化が早い食品に表示されている「食べても安全な期限」のことです。期限を過ぎたものは食べないようにしましょう。

■外食で実践！

食べられるのに捨てられて

外食のときは自分で食べきれぬ量を注文する。
○宴会のときは、開始30分間は

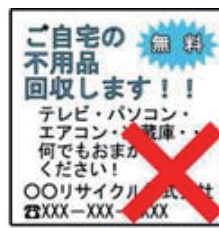
「もつたない」を合言葉に、「おいしく食べきり」、食品ロスを減らしましょう。



トラック型不用品回収



拠点型不用品回収



チャシ型不用品回収



環境・暮らし
問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3302)

守ろう！飼い主のマナーと義務

■犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主には飼い犬の登録と、飼い犬に狂犬病予防注射を年1回受けさせることが法律で義務付けられています。

小型犬や室内犬だからといって登録、狂犬病予防注射を受けなくてよいということはありませんので必ず行ってください。

■犬はつないで飼いましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。犬を放し飼いにすると、咬みつき事故を起したり、迷子になったり、さらには交通事故にあつたりする原因になります。犬は必ずつないで飼ってください。

■フンの始末は飼い主で

近年、フンの放置に関する相談が増加傾向にあり、多くの方が迷惑しています。飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって処理してください。

■猫は室内で飼いましょう

屋外は猫にとって交通事故などの危険がいっぱいです。また、フン尿やいたずらで近隣の迷惑になることもあります。猫は必ず屋内で飼いましょう。

■野良猫にエサを与えないで

野良猫にエサを与えると、野良猫が集まり近隣の迷惑になります。飼う意思がないのであれば絶対にエサを与えないでください。